

倫理綱領(解説付き)

公益社団法人 日本理学療法士協会

序文

公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）は、理学療法士の社会的な信頼の確立と、職能団体としての本会が公益に資することを目的として、「倫理綱領」を定める。

本会ならびに理学療法士が、高い倫理感を基盤として相互の役割を果たす中で、理学療法の発展と国際社会への貢献のために、より良い社会づくりに貢献することを願うものである。

一、 理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。

人の尊厳とは、「人が人として生まれてきたことに価値があり、この世に同じ人は二人といないという究極的価値」であり、全てのの人にその人だけのものとして備わっているものを言う。したがって、理学療法士としてすべての人に対し、これを尊重しなければならない。

一方、権利とは、「社会全体が護るべき基準（ルール）に則った上で、人が他者に求めることができるもの」であり、同時に「他者に自らの思いを実現することを要求できる」ものであることから、理学療法士はすべての人の権利を尊重し、その要求に応じていく義務がある。

理学療法士は、医療・介護・教育・行政・研究等の従事者として、対象者の生き方や価値観から生ずる自律的な意思、自己決定を十分に尊重し、対象者の判断や選択が、その時、その人にとって最良のものになるよう支援する。

一、 理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別などにかかわらず、全ての人に平等に接する。

全ての人は、平等に理学療法を受ける権利を有している。平等な理学療法とは、単に等しく同じ理学療法を受けることではなく、その人の個別的な特性やニーズに応じることをいう。これに当たって理学療法士は、人々をその国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別によって差別せず、全ての人々を受け入れる姿勢をもって対応する。

一、 理学療法士は、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす。

理学療法士は、自己の責任と能力を的確に認識し、対象者の身体的、精神的、社会的及び

職業的な要望・要求を熟慮した上で最良の理学療法を提供する責任がある。また、理学療法を行う上で、言葉使いを含めた接し方に十分配慮し、謙虚な態度を忘れることなく接することが重要である。

尚、理学療法の提供は対象者との契約行為であることから、対象者と理学療法士の相互参加が不可欠である。したがって、十分な納得と相互理解を基盤とした理学療法が提供できるよう対象者に働きかける。

一、理学療法士は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。

「理学療法士及び作業療法士法第 16 条」及び「刑法第 134 条」に則り、理学療法士は、対象者の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、理学療法の提供や相談・指導等の過程で知り得た対象者の心身の状態、病状などの情報も含め、対象者に関わる個人情報が安全・確実に保護されるよう、全ての業務関係者・実習生・委託先等から情報が外部に流出しないよう対策を講じなければならない。

また、理学療法の提供に必要な情報共有については、関係者間で共有されることに加え、その必要性と情報の範囲等について説明し、対象者に理解を得ておくことが重要である。尚、公的機関等から個人情報の開示請求があった場合には、所属施設の関連する規則を遵守した上で対応する。

一、理学療法士は、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、関係職種とも連携して質の高い理学療法を提供する。

理学療法士は、専門職業人として日々の社会情勢の変化や日進月歩の医療等に対応するため、倫理的・科学的・医学的等の見地から、生涯にわたって最良の知識や技術を探求し続ける責務がある。そのためには、常に学会・研修会・講演会等、様々な機会を通じて広い視野に立った情報収集を行い、それを日常の業務に反映させて、対象者にとって最良と考える理学療法を提供しなければならない。

その上で、チームアプローチにおいては、円滑で効果的な理学療法の提供に努め、専門的見地から問題解決に資する考えを関係職種に提示すると同時に、他職種からの意見も取り入れ、それを理学療法に反映させる必要がある。また、関係職種とより良い連携を図るために、職種間の利害ではなく、対象者が何を望み、対象者にとって何が重要かという視点に立脚した上で、関係職種と対等で相互尊重的な関係を築くよう努める。

一、理学療法士は、後進の育成、理学療法の発展ならびに普及・啓発に寄与する。

理学療法士をめざす学生や新人理学療法士への教育・育成は、理学療法士養成校の教員のみならず、全ての理学療法士の義務である。理学療法士は、社会人・職業人としての模範として行動し、対象者を主眼とした理学療法士のあるべき人間像と同時に、科学や哲学を基盤

とした学問としての理学療法の視点から、対象者の理解度や意向を踏まえた育成に参画すべきである。質の高い理学療法が世代を超えて引き継がれ、時代と共に進化・発展していくことに寄与する責務がある。

理学療法士は、理学療法が広く国民の利益に資する技術として、その発展・普及・啓発に努めなければならない。個々の知識・技術の向上はもとより、研究への協力等を通じて理学療法がより有益に活用される社会システムの提言にも参画する。

一、理学療法士は、不当な要求・収受は行わない。

理学療法の提供に当たっては、定められた報酬以外は要求しない。また、対象者を含む関係者等に対し誤解を生む恐れのないよう注意する。

一、理学療法士は、国際社会の保健・医療・福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。

理学療法士は国際平和・国際協力の観点から、日本の理学療法士の専門的能力を国際的に最大限活用することを目的に、世界保健機関(WHO)並びに世界理学療法連盟(WCPT)への積極的な協力等に努める。

また、理学療法士は率先して、WCPTなどを通じた世界的規模での医療・介護情報の交換や、医療・介護協力等の国際活動へも貢献する。特に、世界各国から日本の理学療法への期待が高まっていることから、その期待に応えられる取り組みを積極的に進める。

一、理学療法士は、国の動向や国際情勢を鑑み、関係機関とも連携して理学療法の適用に努める。

理学療法士は、人々の健康、障害の改善、尊厳ある生き方に寄与する国家プロジェクト等を理解した上で、産・官・学・民を問わず積極的に連携・協働する。この際には報酬の有無にかかわらず、必要とされる専門的知識を提供することで、より良い社会づくりと公益の向上に貢献する。

このような活動も理学療法の発展・普及・啓発を後押しする一環であり、その活動が理学療法、そして理学療法士に対する国民の理解の深化につながることを念頭に置く必要がある。